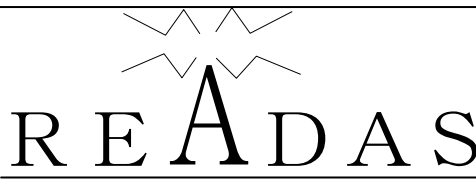


第 4464 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 4月13日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税のみなし仕入率

Q：消費税の簡易課税制度では、業種によってみなし仕入率が違うとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

消費税の簡易課税制度は、控除すべき課税仕入の税額を実際の課税仕入の金額に関係なく、課税売上高に業種に応じて定められたみなし仕入率を乗じて求めるという制度で、その課税期間の基準期間における課税売上高が5千万円以下の法人に適用があるものです。

このみなし仕入率は、事業形態により次の率によることとされています。

① 第一種事業→90%

卸売業

② 第二種事業→80%

小売業

③ 第三種事業→70%

農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。

④ 第四種事業→60%

第一種、第二種、第三種及び第五種事業以外の事業で、具体的には、飲食店業、金融・保険業などがこれに該当します。

⑤ 第五種事業→50%

不動産業、運輸通信業、サービス業をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

